

訪問販売業者の言動にご注意！



少しでもあやしいと思ったら、はっきりと断りましょう！

特定商取引法では、勧誘相手方の消費者から、契約を締結しない旨の意思を表示された場合は、再び勧誘することを禁止しています。

「しつこい」勧誘は違法行為です。

特に高齢者や女性など相対的に弱者にあたる消費者が狙われています。

相手は営業のプロです。会話の中からあなたの隙を狙っています。

※検針票を絶対に見せないようにしましょう。個人情報が抜き取られ、第三者へ流出するリスクが高まります。



必ず名刺をもらい、氏名・社名・訪問の目的を確認しましょう！

特定商取引法では、訪問販売の際には、氏名等の明示を行うことが必要であることとなっています。また勧説をする目的及び商品の種類など、消費者に明らかにしなければなりません。

名刺や身分証明書を持たない訪問者の話は絶対に聞いてはいけません。

名刺の電話にかけてみましょう。

また正社員なのか委託された営業員かも確認しましょう。

勧誘の際の禁止行為

特定商取引法では、不実（うそ）の告知を禁止しています。

実際の勧誘文句はコレ！

「この辺では今のガス屋さんが一番高いですよ。」

「このあたりのガス配送は当社に任されましたので申込書をください。」

「周りの方は、申込みされましたよ。お宅も契約してください。」

「今のガス屋は来月値上げするようですね。当社は絶対しませんよ。」

「今のガス会社は廃業しましたので、当社と契約してください。」



特定商取引法では、重要な事実の不告知（都合の悪い事実を隠す）を禁止しています。

実際の勧誘文句はコレ！

「当社は絶対に値上げをしません。」



特定商取引法では、「威圧する」、「困惑させる」行為を禁止しています。

実際の勧誘文句はコレ！

「契約するまでは帰りませんよ。」

